

# 石川県公報

令和8年3月3日

第13887号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○電磁的記録を使用して行うことができる保存等の一部改正 (デジタル推進監室)	1
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課)	1
○一般競争入札の落札者等 (地域医療政策課)	2
○救急病院の認定 (医療支援課)	2
○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査の実施 (畜産振興・防疫対策課)	2
○豚熱の予防のための注射の実施 (同)	4
公 告	
○入札公告 (少子化対策監室)	4
○県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	6
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	6
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
○令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告 (同)	7
○入札公告 (教育委員会事務局)	8
選挙管理委員会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	9
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
○石川県知事選挙における選挙会の場所及び日時	11
○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定の取消し	11
○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の取消の報告	11
○政治団体の届出の公表	11
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	12
○政治団体の解散の届出の公表	13
○石川県選挙管理委員会告示第39号及び第40号の公布公告	13
石川県知事選挙選挙長	
○石川県知事選挙における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時	14
○石川県知事選挙選挙長告示第2号の公布公告	14

## 告 示

### 石川県告示第67号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等(平成18年石川県告示第197号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

1の表一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされる消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する等の規則(平成20年石川県規則第52号)第12条の規定による廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和43年石川県規則第22号)の項及び知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和60年石川県規則第6号)の項を削る。

### 石川県告示第68号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1772300271	合同会社みさき	ふたばケアセンター 能美市東任田町19-25	訪問介護	令和8年 1月27日

### 石川県告示第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
石川県立中央病院 清掃等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局用度課  
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和8年2月3日
- 落札者の名称及び所在地  
太平ビルサービス株式会社  
金沢市南町2番1号
- 落札金額  
125,400,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和7年12月23日

### 石川県告示第70号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地	令和8年3月1日	令和11年2月28日

### 石川県告示第71号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

- ヨーネ病
  - 実施の目的  
発生予防（清浄性の確認）のため
  - 実施する区域  
県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- (3) その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

## 4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表第1に基づく方法

## 第2 伝達性海綿状脳症

## 1 実施の目的

清浄性の確認のため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「BSE指針」という。)において、検査対象とされる牛

## 4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 5 検査の方法

規則別表第1及びBSE指針に基づく方法

## 第3 豚熱

## 1 実施の目的

免疫付与状況等の確認のため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

## 4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づく方法

## 第4 高病原性鳥インフルエンザ

## 1 実施の目的

発生予察のため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

## 4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 5 検査の方法

血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)

## 第5 腐蛆病

## 1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている蜜蜂のうち家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

第6 アカバネ病

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第7 オーエスキー病

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第72号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、豚熱の予防のための注射を次のとおり実施する。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

1 実施の目的

発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

**公 告**

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 委託業務名

石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務

## (2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## (3) 履行場所

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園附属泉こども園内

## (4) 業務内容

石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加者資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 県内に事業所を設置(設置予定を含む。)していること。

(4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

## 3 入札参加者資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加者資格確認申請書に関係書類を添えて提出し、入札参加者資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間内に入札参加者資格確認申請書を提出しない者及び入札参加者資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 入札参加者資格確認申請書の提出期間等

## ア 提出期間

令和8年3月5日(木)午前9時から同月13日(金)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

## イ 提出場所

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

## ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

## (2) 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和8年3月19日(木)までに通知する。

## 4 入札参加者資格確認申請書、仕様書等の交付

## (1) 入札参加者資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号 076-242-5185 FAX番号 076-242-5186

## (2) 交付期間

令和8年3月5日(木)午前9時から同月13日(金)午後5時まで(県の休日を除く。)

## 5 入札の日時及び場所

令和8年3月26日(木)午後1時30分

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園 2階中演習室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 12 その他

詳細は、入札説明書による。

### 県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を定めたので、その関係書類を令和8年3月4日から同年4月2日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	石名堤地区	県営緊急防災工事 計画書の写し	羽咋市産業建設部農林水産課

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和8年3月4日から同年4月2日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

事 業 名	地 区 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県 営 ほ 場 整 備 事 業 ( 面 的 集 積 型 )	金 津 地 区	県 営 土 地 改 良 事 業 変 更 計 画 書 の 写 し	か ほ く 市 産 業 建 設 部 農 林 水 産 課
” ( ” )	森 地 区	”	”
老 朽 た め 池 整 備 事 業 ( 防 災 対 策 型 )	鴻 ノ 巣 地 区	”	珠 洲 市 産 業 振 興 課

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 8 年 3 月 3 日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字中須加ち48番 2、48番9、農道及び水路の無 籍地の一部	幅員 5.95m 延長 19.78m	金沢市新保本四丁目66番地6 株式会社イノベーションジャパン	令和 8 年 2 月 19 日

## 令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

令和 8 年 3 月 3 日

石川県知事 馳 浩

## 1 試験の日時

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

令和 8 年 7 月 5 日 (日) 午前10時15分から午後 5 時20分まで

## イ 設計製図の試験

令和 8 年 9 月 13 日 (日) 午前11時から午後 4 時まで

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

令和 8 年 7 月 26 日 (日) 午前10時15分から午後 5 時20分まで

## イ 設計製図の試験

令和 8 年 10 月 11 日 (日) 午前11時から午後 4 時まで

## 2 試験場

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

野々市市扇が丘 7 - 1

金沢工業大学

## イ 設計製図の試験

金沢市角間町

金沢大学

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

野々市市扇が丘 7 - 1

金沢工業大学

## イ 設計製図の試験

野々市市扇が丘7-1

金沢工業大学

### 3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

### 4 その他

- (1) 設計製図の課題は、二級建築士試験にあつては令和8年6月24日(水)頃から、木造建築士試験にあつては令和8年7月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター(<https://www.jaic.or.jp/>)のホームページにおいて公表する。
- (2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年3月3日

石川県知事 馳 浩

### 1 調達内容

#### (1) 借上件名及び数量

電子計算機組織借上 一式

#### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

#### (3) 借上期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

#### (4) 設置場所

石川県教員総合研修センター 金沢市高尾町ウ31番地1

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (6) 契約の条件

ア この入札に係る契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年石川県条例第46号)第1号の規定による契約であり、県は、(3)の借上期間中において、この入札に係る契約の締結の日の属する年度の翌年度以降に、この入札に係る契約の県の歳出予算の額が減額又は削減をされた場合には、この入札に係る契約を解除することができる。

イ アの場合において、県は、契約の相手方に対していかなる責任も負わない。契約の相手方は契約の解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に掲げる事項について証明する書類を令和8年3月13日（金）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に記載する例示品以外で入札に参加する場合は、当該借上物品が例示品と同等であること。
- (2) 当該借上物品を確実に納入できること。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒921-8153 金沢市高尾町ウ31番地1  
石川県教員総合研修センター総務広報課 電話番号 076-298-3515

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和8年3月27日（金）11時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。あて先は、(1)とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年3月27日（金）11時 石川県教員総合研修センター 第101研修室

### 5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 入札に関する注意事項

ア 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

イ 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりであ

る。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,354人

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 42 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214,712人

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 43 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	123,750人
七 尾 市 選 挙 区	13,235人
小 松 市 選 挙 区	28,770人
輪 島 市 選 挙 区	6,027人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	9,415人
加 賀 市 選 挙 区	17,322人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,084人
か ほ く 市 選 挙 区	9,992人
白 山 市 選 挙 区	30,901人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,112人
野 々 市 市 選 挙 区	14,999人
河 北 郡 選 挙 区	17,514人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,124人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,657人

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 44 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214,712人

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 45 号**

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

## 1 場 所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1110会議室（行政庁舎11階）

## 2 日 時

令和8年3月10日 午前9時30分

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 46 号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
介護医療院 笑福	羽咋郡志賀町高浜町への1番地1
有料老人ホーム ひだまり	金沢市上荒屋1丁目79番地

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 47 号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、告示する。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市 町 名	施 設 名	所 在 地	指 定 取 消 年 月 日
穴 水 町	前波集会所	鳳珠郡穴水町字前波ホの177番1地	令和8年2月5日
	旭ヶ丘婦人ホーム	鳳珠郡穴水町字旭ヶ丘の17番地	令和8年2月5日

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 48 号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和8年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届 出 年 月 日
中道改革連合石川県第3区総支部	近藤和也	宮崎直広	七尾市川原町60-2	衆議院議員(現職)	○	令和8年1月21日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
はせ浩能登町後援会	吉 田 義 法	志 幸 松 栄	鳳珠郡能登町字宇出津タ1001-3	令和8年1月5日
はせ浩加賀市後援会	高 辻 伸 行	稲 垣 清 也	加賀市作見町ニ54番地1	令和8年1月7日
かねまるなおみ後援会	金 丸 奈 緒 美	金 丸 達 哉	金沢市北塚町西91-5	令和8年1月8日
子どもに明るい未来を送る会	泊 和 寿	秋 吉 洸 弥	金沢市高尾1丁目13番地	令和8年1月14日
村山たかし後援会	村 山 卓	鶴 山 庄 市	金沢市昭和町21-10	令和8年1月19日

### 石川県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県林材業支部	山 崎 浩 一	代 表 者	山 崎 浩 一	近 藤 安 爲	令和8年1月1日
立憲民主党石川県第1区総支部	一 川 政 之	代 表 者	一 川 政 之	荒 井 淳 志	令和8年1月20日
		国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和8年1月20日
立憲民主党石川県第2区総支部	一 川 政 之	代 表 者	一 川 政 之	近 藤 和 也	令和8年1月20日
		国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和8年1月20日
立憲民主党石川県第3区総支部	一 川 政 之	代 表 者	一 川 政 之	近 藤 和 也	令和8年1月20日
		国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和8年1月20日
立憲民主党石川県総支部連合会	一 川 政 之	代 表 者	一 川 政 之	近 藤 和 也	令和8年1月20日
		会計責任者	川 島 美 和	一 川 政 之	令和8年1月20日
立憲民主党石川県第2区総支部	一 川 政 之	会計責任者	三 輪 利 子	一 川 政 之	令和8年1月20日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
南守雄後援会	南 守 雄	代 表 者	南 守 雄	宮 本 修	令和7年6月1日
はせ浩珠洲市後援会	泉 谷 満 寿 裕	会 計 責 任 者	番 匠 雅 典	三 盃 三 千 三	令和7年10月11日
大日本國命会	村 島 博 行	代 表 者	村 島 博 行	森 内 博 行	令和7年10月19日
山田としあき後援会	畑 幸 男	会 計 責 任 者	大 丸 谷 清 治	山 田 陽 子	令和8年1月5日

番匠雅典後援会	番匠雅典	主たる事務所 所の所在地	珠洲市野々江町子 の部21番地	珠洲市野々江町ホ 8-1	令和8年1月22日
---------	------	-----------------	--------------------	-----------------	-----------

**石川県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県金沢市第十支部	田中敬人	令和7年12月19日
自由民主党石川県かほく市第一支部	沖津千万人	令和7年12月31日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
木下たかお後援会	田尻正志	令和7年10月31日
松栄しのぶ後援会	林 稔	令和7年12月31日
沖津千万人後援会	油野和一郎	令和7年12月31日

石川県選挙管理委員会告示第39号及び第40号の公布公告

石川県選挙管理委員会組織運営規程（昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号）第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和8年3月3日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

**石川県選挙管理委員会告示第39号**

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

30,623,900円

**石川県選挙管理委員会告示第40号**

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政党その他の政治団体として、次の政治団体に対して2月19日確認書を交付したので、石川県公職選挙運動実施規則（昭和30年石川県選挙管理委員会規則第1号）第76条第2項において準用する第74条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1	名 称	まっすぐ県民目線の会
	事務所所在地	石川県金沢市畝田西1丁目50番地
	代表者氏名	園部 和浩
	支援候補者氏名	山野 之義

2	名 称	ワンチーム石川
	事務所所在地	石川県金沢市鞍月5丁目181番地 AUBEビル4階
	代表者氏名	瀬戸 勝功
	支援候補者氏名	馳 浩
3	名 称	憲法を生かす新しい県政をつくる石川県民の会
	事務所所在地	石川県金沢市京町24番14号
	代表者氏名	木村 吉伸
	支援候補者氏名	黒梅 明

## 石川県知事選挙選挙長

### 石川県知事選挙選挙長告示第3号

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を、同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月3日

石川県知事選挙

選挙長 吉 田 隆 一

- 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）
- 日 時 令和8年3月6日 午前10時

### 石川県知事選挙選挙長告示第2号の公布公告

石川県公職選挙事務執行規程（昭和30年石川県選挙管理委員会告示第3号）第4条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和8年3月3日

石川県知事選挙

選挙長 吉 田 隆 一

### 石川県知事選挙選挙長告示第2号

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙における候補者として、本日次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

令和8年2月19日

石川県知事選挙

選挙長 吉 田 隆 一

届出 受理 番号	届出 の別	候 補 者					推薦届出者		
		氏 名	本 籍	住 所	選挙期日時点 における満年齢	所属政党又 は政治団体	職 業	氏 名	備 考
1	本人 届出	やま の 山 野 ゆきよし	石川県	石川県金沢市	63歳	無所属	国立大学金沢大 学客員教授		
			一のウェブサイト等のアドレス <a href="https://yamano-yukiyoshi.jp">https://yamano-yukiyoshi.jp</a>						
2	本人 届出	は せ ひろし 浩	東京都	石川県金沢市	64歳	無所属	石川県知事		
			一のウェブサイト等のアドレス <a href="https://hase-hiroshi.org">https://hase-hiroshi.org</a>						
3	推薦 届出	くろ うめ 黒 梅 あきら	石川県	石川県金沢市	78歳	無所属	無職	飯森 博子	
			一のウェブサイト等のアドレス -						